

近江八幡市住宅用再生可能エネルギー導入補助金について

令和6年4月から一部提出書類等の変更があります

◎補助金額

住宅用太陽光発電システムは、
上限
15万円

- ① 発電能力（最大出力値）1kWにつき3万円を乗じた額
 - ② 住宅用太陽光発電システムの設置工事に要した費用（消費税相当額を含む。）の15/100に相当する額またはレンタル費用（年額・消費税相当額を含む。）の15/100に相当する額
 - ③ 15万円
- 上記①、②、③を比較し、いずれか低い額とする。

蓄電システムは、
上限
20万円

- ① 蓄電システムの設置工事に要した費用（消費税相当額を含む。）の15/100に相当する額またはレンタル費用（年額・消費税相当額を含む。）の15/100に相当する額
 - ② 20万円
- 上記①、②を比較し、いずれか低い額とする。

◎対象者

- ・市内に居住または所有する住居等の建物に対し、住宅用太陽光発電システムまたは蓄電システムの導入をする方
- ・市税に未納がない方
- ・暴力団員もしくは、暴力団員と密接な関係を有する者でないこと



◎設備要件

住宅用太陽光発電システム

- (1) 新設または増設するシステムの発電能力（最大出力値）が、1kW以上であること。
- (2) 電力会社と電力受給契約を結んでいること。
- (3) 余剰電力が電力会社の配電線に自動的に流れるように配電線と系統連系されていること。
- (4) 発電システムに使用される設備及び機器類が未使用であること。

蓄電システム

- (1) 太陽光発電システムと接続され、同システムにより発電される電力を充電及び放電できるもの。
- (2) JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。
- (3) 蓄電容量（複数台の場合はその合計）が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。
- (4) 蓄電システムに使用される設備及び機器類が未使用のもの。
ただし、レンタル契約による設置の場合は、使用済みのものも可。

◎申請の流れ

※申請から振込までに2か月ほど時間がかかります。



工事費用の支払をした日の翌日から起算して **1年以内**が申請期限です。

◎添付書類

太陽光発電システム

- 設置工事に係る契約書及び内訳書の写し
- 設置費に係る領収書の写し
- 設置完了後の写真
- 設置場所の位置図
- 保証書の写し
- 設置したシステムが正常に稼働していることが分かる書類
- 電力会社との電力受給開始日が分かる書類
- 型式及び出力が分かる（パンフレット等）の写し
- 不動産の貸主が工事を許可したことが分かる書類の写し（貸主物件の場合に限る。）
- 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書（別記様式第4号）

蓄電システム

- 設置工事に係る契約書及び内訳書の写し
- 設置費に係る領収書の写し
- 設置完了後の写真
- 設置場所の位置図
- 保証書の写し
- 電力会社との発電設備の系統に関する申し込み等の写し
- 型式及び出力が分かる（パンフレット等）の写し
- 暴力団等の排除に係る誓約書兼同意書（別記様式第4号）

上記添付書類と併せて、交付申請書（別記様式第1号）と交付請求書（別記様式第3号）の提出が必要です。用紙については、環境政策課窓口にてお渡し、市HPでもダウンロード可能です。何かご不明な点がございましたら、以下までお問い合わせください。

問い合わせ先

近江八幡市 市民部 環境政策課
〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地
TEL：0748-36-5593 FAX：0748-36-5882
E-mail：010611@city.omihachiman.lg.jp

詳細はこちら▼

